医療安全対策に関する取り組み

１．医療安全に関する基本的な考え方

1）医療事故防止のため，佐藤病院の総力をあげて積極的に取り組む。

2）病院長を総括責任者とする病院全体の医療安全体制を整備し，医療安全に関する各種組織の職務及び院内の責任体制を明確にする。

3）医療事故防止には，医療に係る個々の職員の努力が重要であるが，高度に細分化・複雑化している医療環境の中では，組織的な事故防止対策が要求されている。リスクマネージメントの考え方を導入し，病院全体で組織的に危険の「把握⇒分析⇒対処⇒評価」のプロセスが継続できるシステムを構築する。

4）リスクマネージメントの啓発，医療事故防止に関する知識の習得など，職員に対する教育・研究活動を積極的に推進する。

5）患者様の信頼確保を一層推進するとともに，患者様の権利を擁護する体制を構築する。

6）不幸にして医療事故が発生した場合には，患者様やご家族への誠実な対応を基本に，社会的責任を踏まえた適切な対応を行う。

２．組織的に関する基本事項

病院長を総括責任者とし，そのもとに直轄の機関として医療安全管理委員会，医療事故の対策を企画行動する医療安全対策委員会，委員会で決定された方針に従って組織横断的に医療安全を担当する医療安全管理部門を設置し，院内における医療安全体制を組織する。また，医療安全管理者，医薬品安全管理責任者，医療機器安全管理責任者を設置し委員会と連携を図り，医療安全活動を推進する医療安全管理体制は病院全体の取り組みであり，各部門部署にて医療事故防止対策を行う。

下記の組織，体制にて医療安全活動を推進する。

1）医療安全管理委員会

2）医療安全対策委員会

3）医療安全管理部門

4）医療安全管理者

5）医薬品安全管理責任者

6）医療機器安全管理責任者

7）各部門の安全管理担当者

令和 6 年 11 月 1 日

医療法人社団藤寿会 佐藤病院